

仕様書

- 1 件名
みらい光生病院における歯科用ユニット一式の購入
- 2 納入期限
令和8年3月31日
- 3 納入場所
名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院 1階第6診察室

4 物品名及び構成内訳

物品名・規格	数量
長田製 オサダスマイリーN プラス NP3-L 1101	1 式
【内訳】	
オサダスマイリーN プラス NP3-L 1101	1 台
タービン回路増設 0F1-SP を選択（2 本目）	1 式
G1 モニターに変更（CAG01・SHG02）	1 式
エナック 10L を選択	1 式
洗浄用水受けトレイ（横置き）を追加	1 式
薬ビン綿花入れホルダー（テーブル側面）を追加	1 式
ドライセルバーナー（取付板金付）を追加	1 式
水取り口を追加	1 式
エアー取り口を追加	1 式
踏込み式（チェアコントロール無）に変更	1 式
JB14-AS（エアーバキューム）に変更	1 式
クリーナーホース 1500mm 延長	1 式
アフターサポートパック エコノミープラン（ユニット）	1 式
搬入設置費	1 式
既存ユニット撤去料	1 式

5 納品条件

- ・名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院の指定の場所に納品すること。
- ・機器の設置費（搬入、据付、配線、調整、これらに係る全ての付帯工事費用）を含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く。）に係る費用は納入業者の負担とする。
- ・納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同

等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を本院へ提供し、最新の仕様で設置すること。

6 保守体制・メンテナンス体制

- ・無償保証期間は機器引渡し後1年とし、期間中に生じたトラブルは充分把握し、無償保証期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承認を受けること。
- ・機器故障時や緊急時に年間を通じて、復旧のための通報を受けてから速やかに現場で修理対応できる体制であること。

7 教育体制

- ・機器の取扱説明書及び医薬品医療機器等法上の添付文書（医療機器の場合）は、日本語版を提供すること。添付文書に改定があった場合は速やかに改訂版を提出すること。
- ・本院担当者に対しての教育訓練は、本院が指定する日時・場所で担当者2名以上に対して行い、指導・トレーニングに係る一切の費用を負担すること。
- ・付帯工事、システム構築が必要な場合は、契約締結後速やかに工程表を本院経営課経営係に提出し、進捗を適宜報告すること。

8 その他（条件・留意点等）

- ・入札機器のうち医療用具に関しては、納品時点で医薬品医療機器等法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- ・機器搬入及び据付の際、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、病院建設工事の仕上げに準じ、納入業者の負担において速やかに修復すること。
- ・この契約による業務を履行するに当たり、別記1「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。
- ・この仕様書に定めるもののほか、名古屋市立大学契約規程その他関係法規に従うこと。また、仕様書に記載のない事項については、本院担当者との協議の上決定すること。

9 連絡先

公立大学法人名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院経営課経営係
（電話 052-704-9500）

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約業者で自ら物品の納入を行う者又は納入業者）が、物品の納入先（愛知県内に所在する名古屋市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう。）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5t 超のガソリン車・LP ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低 PM 排出ディーゼル車 | (13) LP ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、名古屋市環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。